

様式第十一号（平11蔵令21・全改、平13内府令49・平16内府令5・一部改正、平18内府令52・旧様式第九号繰上・一部改正、平20内府令36・一部改正、平21内府令5・旧様式第八号繰下、平22内府令45・平26内府令19・一部改正）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (円)	当期 増加額 (円)	当期 減少額 (円)	当期末 残高 (円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (円)	当期 償却額 (円)	差引 当期末 残高 (円)
有形固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

(記載上の注意)

1. 有形固定資産（第23条第1項各号に掲げられている資産）、無形固定資産（第28条第1項各号に掲げられている資産）、長期前払費用及び繰延資産（第37条第1項各号に掲げられている資産）について記載すること。
2. 「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「繰延資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区別により記載すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によつて記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「当期末残高」の欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。
4. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額及び減損損失累計額（減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合を除く。）を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
5. 合併、事業の譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があつた場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加若しくは減少があつた場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資

産科目への振替によるものは除く。)は、その事由を欄外に記載すること。

6. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
7. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。
8. 有形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における有形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。
9. 無形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における無形固定資産の総額の5%以下である場合には、無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。
10. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもつて掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額は、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「当期末減損損失累計額」の欄を設けて記載すること。
11. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額に合算して掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、「減価償却累計額又は償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれている旨を注記すること。